

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第七中学校
校長名 白石貴志 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人権尊重の精神を基調とし、未来に向かい、夢と希望をもって逞しく生きる力を養うとともに、知性・感性・体力及び道徳心を磨き、次の望ましい生徒像の育成を図る。

- 自己啓発力をもち、創造性に富む人間
- ◎規範意識をもち、社会貢献ができる人間 (重点)
- 思いやりの心をもち、感受性豊かな人間

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

生徒に、学習のねらい・本時の流れ・振り返りを明確にした上で、基礎的・基本的な知識及び技能の習得を徹底する。また、言語活動を重視した主体的・対話的で深い学びを実現する学習活動を推進し、生徒一人ひとりに思考力・判断力・表現力等を育むとともに、生活や社会との関わりの中で、学習の意義を理解させることで、学びに向かう力、人間性等を涵養する。

○イ 豊かな心の育成

思いやりや感謝の心を大切にし、日本社会に根差した生徒一人ひとりのウェルビーイングを実感させる。

ウ 健やかな体の育成

保健体育科や部活動をはじめとする全教育活動を通して、健康の保持・増進のための知識を身に付け、実践することで体力の向上を図る。

エ 不登校生徒への支援

不登校とならないようにするための魅力ある学校づくりを整えるとともに、不登校生徒に寄り添い、生徒理解を深め、別室登校や各種機関での教育機会を確保し社会的に自立できるように支援していく。

オ いじめ防止等の取組

八王子市いじめ総合対策を踏まえ、いじめはどの生徒にも、どこでも起こり、だれもが加害者にも被害者にもなり得るという認識をもつ。そして、保護者と信頼関係を構築し、市教育委員会をはじめとする関係諸機関とも連携し、いじめの未然防止と早期発見、早期対応、早期解決に向けた取組を徹底する。

カ 特別支援教育の充実

八王子市第五次特別支援教育推進計画に基づき、生徒の特性や障害に応じた適切な指導や学習の機会が得られるよう、教員の指導力の向上と学校における指導・支援体制の更なる充実を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、誰もが安心して学び、多様性を認め合うインクルーシブな教育を推進する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【第七中学校グループ(第五小、第七小、山田小)】

第七中学校グループの義務教育9年間で育てたい児童・生徒像を「知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)の調和のとれた児童・生徒」とし、共通目標(義務教育修了段階において育成すべき生徒像)は「自己実現に向けて、主体的に学び・考え・行動できる生徒」である。そのために、第五小、第七小、山田小と児童・生徒の小中合同・一体化を実装する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 一単位時間の授業の振り返り等で1人1台の学習用端末の活用を習慣化するなど、全教科・全学年で日常のかつ効果的に活用するとともに、ICT機器の活用、指導形態をはじめとした指導方法等の工夫・改善を行う。また、各種学力調査等の結果を基にし、各教科等で話し合いや発表等の言語活動を重視した主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。
- ② 各授業において1人1台の学習用端末を活用し、ドリル型学習コンテンツ等を活かした個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実の実現に向けて、授業だけではなく補充学習や家庭学習での活用を推進する。このことを通して、教員のICT活用指導力を向上させる。
- ③ 健康な身体や体力を育むために、東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査等の結果を分析することで、課題を明確にして改善を図る。また、保健体育科において、国民保健体操を全学年で実施する。

イ 総合的な学習の時間

- ① 各教科等で身に付けた知識を横断的・総合的に活用し、自ら課題を設定する探究的な学習を実施する。
- ② 八王子フィールドワーク（第1学年）や職場体験（第2学年）で地域・社会について学ぶとともに、修学旅行（第3学年）での京都・奈良の伝統・文化調べを通して、郷土(八王子)や日本遺産への誇りや愛情等を育む。

ウ 特別活動

- ① 学級活動及びあいさつ運動やクリーン活動、花いっぱい運動といった生徒会活動の充実を図り、集団の中でお互いの個性を認め合い、よりよい人間関係を形成するとともに、社会への参画及び自己の実現に向けて、主体的に行動する資質を養う。
- ② 集団宿泊的行事を第1学年（スキー移動教室）と第3学年（修学旅行）で実施し、生徒の主体的・実践的な活動を促し、豊かな自然や季節の変化、スポーツや文化の体験を通して、よい人間関係を形成し、学校における教育活動の充実・発展へつなげる。
- ③ 体育祭や合唱コンクールでは、生徒が運営に参画し、生徒の主体的活動の成長を促すとともに、学級の一員としての所属感や達成感を体験させる。また、生徒会活動では、委員会活動を基盤としてよりよい学校づくりに参画し、集団の一員としての自覚や責任を培う。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

ア 道徳教育の要となる「特別の教科 道徳」の指導を充実させるため、本校の道徳教育の目標を道徳教育全体計画及び別業に定める。そして、重点内容項目として、生命尊重（生命の尊さ）、人権尊重の精神（相互理解、寛容）（思いやり、感謝）を生徒に深めさせるため、道徳的な判断力や心情、実践、意欲、態度を深めさせることを重視した指導を各学年教員で行う。

イ 生徒が自己を見つめ、人間としてのよりよい生き方を追求することができるよう、情報モラル教育や道徳授業地区公開講座などの家庭・地域と一体となった取組を通して、道徳的な判断力や思考力を養い、広い視野に立ち多面的・多角的に考える教育を実践する。

ウ 学校教育全体の道徳教育として、ボランティア活動や学校行事、集団宿泊的行事、職場体験などから、生徒同士で協働し活動する学習や課題解決的な学習を取り入れ、自他にとって最善な判断ができるような資質や能力を育てる教育を推進する。

(3) キャリア教育

義務教育9年間を通じたキャリア教育全体目標：「防災を考える日」を通じて、これからの社会を支える一員としての実践的な課題解決能力を育成する。

ア 第七中学校グループが一体となり防災をテーマとし、地域と連携しながら実社会と接続する学びを通して、『自分ごと』となる社会的な自立を促すキャリア教育を推進する。学びの振り返りや蓄積のため、「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用する。

イ 校長・副校長、主幹教諭、学校運営協議会委員が第3学年生徒との学校面談を実施し、義務教育9年間での成長や卒業後の夢の実現について明確に価値付けをする。

(4) 特別支援教育

- ア 各学年に配置した特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会で特別な支援を要する生徒（不登校生徒を含む）の実態把握と今後の支援の在り方を検討し、生徒及び保護者の思いに寄り添う。
- イ 教室環境や授業のユニバーサルデザイン化を図り、全ての生徒にとって「やさしい教育」をめざす。
- ウ 外国籍の生徒に対し、教育委員会事務局や日本語学級と連携しながら、言葉や文化の違いを乗り越え多様性を認め合う共生社会実現の素地を養う。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 生徒に対し現行の校則に関するアンケート調査を実施し、その結果を基に校則の見直しを行う。
- ② 月1回の安全指導、避難訓練、情報モラル教育など、SOSの出し方に関する教育、セーフティ教室、SNS学校ルールの徹底を通して、危機管理能力を高める安全教育を推進する。特に、学校サポートチーム会議をはじめ、関係機関とも連携しSNSトラブルの未然防止に努める。
- ③ 発達段階に応じた生命（いのち）の安全教育に関する指導を全学年で行う。

イ いじめ防止等の取組

- ① 週1回確保するいじめ対応のための時間では、学校いじめ対策委員会や定期的に行うアンケートに基づく二者面談、いじめに関する情報交換、相談できる大人がいるようにするための取組状況の確認、学校いじめ対策委員会議事録の共有などを組織的に行う。
- ② 学校いじめ対策委員会を中心とし、ふれあい月間及び各種アンケート、Q-U調査、子ども見守りシート等を活用し、いじめの未然防止や早期発見に努める。特に重大事態への未然防止に努める。
- ③ 八王子市いのちの大切さを共に考える日では、校長講話と生命の尊重や自己の存在の大切さについての道徳科の授業を全校で実施する。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 登校支援コーディネーターを推進役に、個票システムを活用し家庭との連携を強化するなど、新たな不登校を生じさせないよう未然防止に努める。また、民生児童委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、中央図書館や給食センターなどの関係機関と連携し、必ずどこかにつながっているよう努める。保護者と共に生徒の自立に向けた支援を行う。
- ② 不登校生徒の社会的自立に向けて、外部人材を活用した校内別室「スペシャルサポートルーム」を週4回開設する。また、不登校対応巡回教員と連携した校内別室「STEP」を週1回開設し、学習支援や相談活動を行う。
- ③ Web会議や授業支援ツールを活用し、授業配信や不登校生徒とのコミュニケーションづくりに不可欠な取組を実施する。

(6) 学力保障の取組（はちおうじっ子ミニマムの取組）

- ア 定期考査前の自習教室、地域の人材に協力いただくチャレンジタイムを実施することにより学習環境を提供する。また、毎朝10分間の朝読書の時間を活用し、学習に向かう環境を整える。
- イ はちおうじっ子ミニマムを活用し、全問正解チャレンジや類似問題の反復練習などにより、社会生活を営む上で最低限身に付けるべき基礎的・基本的な学習内容を定着させる。このことを通して、義務教育修了段階における学力を保障する。あわせて、生徒と教員の良好な関係づくりをめざす。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- （取組1）児童・生徒が合同で行う活動：小中合同あいさつ運動、合唱コンクール小中合同合唱に加え、学校部活動見学、「防災を考える日」などを企画立案・実施する。
- （取組2）学力向上に向けた取組：はちおうじっ子ミニマム等から課題を明確にし、課題解決に向けて授業改善を図るとともにドリル型コンテンツを活用するなど、基礎学力の定着に向けた取組を企画立案・実施する。
- （取組3）生活指導等諸情報の共有：中学校入学にあたっての生活指導上の情報や、情報活用能力系統表を活用した各発達段階での取組など諸情報を共有する。
- （取組4）地域と合同で行う活動の実施：年3回地域クリーン活動や美化植栽運動、漢字検定などを実施する。また、小中合同あいさつ運動週間などを地域の方と連携して充実させる。

イ その他

本校の部活動改革ロードマップの見直しを含む再編やガイドラインに則した学校部活動を推進する。特に、児童・生徒や保護者の理解を深めながら、活動時間の設定を適正に行う。

また、地域のクラブチームと連携した生徒の放課後の活動を保障する。さらに、学校部活動見学等を充実させ、小学校第6学年が入学後の中学校生活に希望と期待をもつことができるようにする。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	16	20	21	13	2	19	22	19	19	16	18	18	203
2	18	20	21	13	2	19	22	19	19	16	18	18	205
3	18	20	21	13	2	19	21	19	19	16	18	15	201
備 考	○入学式が4月8日(水)のため第1学年は2日減 ○5月11日(月)、10月26日(月)、1月18日(月)は、5月9日(土)、10月24日(土)、1月16日(土)の振替休業日とせず授業日とする。 ○夏季休業日は7月21日(火)から8月27日(木)まで ○都民の日10月1日(木)は授業日とする ○10月14日(水)は修学旅行振替休業日のため第3学年は1日減 ○令和9年3月は卒業式が3月19日(金)のため第3学年は3日減												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表 (1単位時間は50分とする。)

区 分		学 年	1	2	3
各 教 科	国	語	140	140	105
	社	会	105	105	140
	数	学	140	105	140
	理	科	105	140	140
	音	楽	45	35	35
	美	術	45	35	35
	保 健 体 育		105	105	105
	技 術 ・ 家 庭		70	70	35
	外 国 語 (英 語)		140	140	140
	小	計	895	875	875
特別の教科 道徳			35	35	35
総合的な学習の時間			50(10)	70(10)	70(10)
特別活動(学級活動)			35	35	35
総 計			1015(10)	1015(10)	1015(10)

備 考

ア その他の授業時数

区分 \ 学年	1	2	3
生徒会活動	4	4	4
学校行事	50	46	44
学級・学年裁量の時間	4	4	4

イ 1単位時間

○年間を通して50分とする。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

○5月18日・25日、6月15日・22日・29日、7月13日、8月31日、9月14日、2月1日・15日の各月曜日、全学年6校時にキャリア教育の充実を図るため、特別活動又は総合的な学習の時間を設定する。

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

○全学年の総合的な学習の時間に係る調査活動を10時間位置付ける。

- ・第1学年 「八王子の地域について」及び「職業について」
- ・第2学年 「八王子の産業について」及び「上級学校について」
- ・第3学年 「京都・奈良の寺社仏閣や伝統文化について」及び「上級学校訪問」

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- 各学年とも、朝学活の前に10分間の朝読書を行う。
- 各学年とも、午前授業期間の午後や夏季休業日中に外国語科、数学科、国語科を中心に3日間補習授業を行う。
- 年20回チャレンジタイムを設定し、水曜日の放課後に地域人材と連携し、補習を行う。
- 定期考査前に自習教室を設定し、学びの場を提供する。

カ その他